



令和4年1月18日

航空局航空ネットワーク企画課

那覇空港ビルディング(株)の旅客取扱施設利用料の上限認可について

空港法第15条に基づく指定空港機能施設事業者である那覇空港ビルディング株式会社からの旅客取扱施設利用料(※)の上限認可申請について、同法第16条に基づき、本日(1月18日)付で認可しました。

※旅客取扱施設利用料…空港の旅客ターミナルビルの利用対価として、航空旅客から徴収する料金。

1. 空港の名称 那覇空港
2. 申請者 那覇空港ビルディング株式会社
3. 料金の上限
〈国内線〉
大人240円(満12歳以上)、小人120円(満3歳以上12歳未満※)
※満3歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金
4. その他
 - ・ 料金の徴収開始時期 : 令和4年3月27日搭乗分から
 - ・ 料金の徴収方法 : 航空券に含ませ航空運賃と同時に徴収

問い合わせ先

航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課

03-5253-8111 太田(内線 49-114)、奥村(内線 49-107)

03-5253-8715(直通)

03-5253-1658(FAX)